

令和4年度県民参加型予算（提案・共創型）（試行）選定要領

1 趣旨

県民参加型予算（提案・共創型）（試行）における提案の選定は、令和4年度県民参加型予算（提案・共創型）（試行）実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施する。

2 評価者

県民参加型予算（提案・共創型）（試行）の提案の評価者はテーマごとに当該テーマに関係する県職員数名を以って充てる。

3 評価

(1) 個別評価

評価者は、4の(1)及び(2)の項目について、次のとおり5段階の評価を行う。

非常に優れている：8点

優れている：6点

普通である：4点

やや不十分な点がある：2点

不十分である：0点

(2) 総合評価

総合評価は、評価者が個別評価の各項目の得点の合計とする。

なお、評価者は各提案に対し特記事項として意見を付すことができる。

4 評価の視点

評価者は、次の視点を持って評価する。

(1) 具体的な提案内容

ア テーマへの理解

県で設定したテーマを理解し、現状や課題を分析しており、その解決策としてふさわしいものであるか

イ 事業費の適正性

経費の規模は適正か、また十分な費用対効果が見込まれるか

ウ 事業の公共性・妥当性

自らの利益追求のみでなく、県が行うべき公共性及び妥当性を有したものであるか

エ 提案内容の実現性

事業実施にあたり、実施者等が想定され、提案内容の実現が見込めるか

(2) 共創による事業構築

ア 共創・対話への姿勢

提案内容に固執せず、対話により、イノベーションを引き出し、新たな発想や価値などを生み出す姿勢を持っているか。

イ 提案者のネットワーク等の活用や多様なステークホルダーの参画

事業構築において、提案者の持つネットワークなどの活用や関係する多様なステークホルダーとともに事業構築を行うことが見込めるか。

ウ 共創による有効性

提案の事業効果が特定の対象者だけでなく、関係する多様なステークホルダー等を巻き込み、地域の活性化などにつなげていくことが見込めるか。

5 共創による事業構築を行う提案の選定

テーマを所管する部長は、3(2)の総合評価を踏まえ、共創による事業構築を行う提案を選定するものとする。

附 則

この要領は、令和5年1月11日から施行する。